

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年2月19日

北海道後期高齢者医療広域連合長 丸場



## 北海道後期高齢者医療広域連合条例第2号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を  
改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年  
北海道後期高齢者医療広域連合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「及び附則第12条」を「、附則第12条及び附則第15条」に改  
め、「保険料の軽減」の次に「（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金  
の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。）第  
10条第2項の規定により軽減される額を除く。）」を加え、同条第5号中「平成2  
1年度における」を削り、「被保険者均等割額の軽減」の次に「（算定政令第10条  
第1項の規定により減額される額を除く。）」を加え、「同条」を「後期高齢者医療  
条例第14条」に改め、同条第6号中「平成21年度における」を削り、「附則第1  
3条」の次に「及び附則第16条」を、「規定による」の次に「所得の少ない者に係  
る保険料の賦課の特例の実施に伴う」を、「被保険者均等割額の軽減」の次に「（算  
定政令第10条第1項の規定により減額される額を除く。）」を加える。

附則第2条中「平成23年」を「平成25年」に改める。

### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。